

# 株式会社における取締役会 の議事録について

# 株式会社における取締役会の議事録について

## 制度のポイント

### ○作成（会社法第369条第3項及び第4項）

取締役会の議事については、法務省令で定めるところ（次頁参照）により議事録を作成しなければならない。

- ・ 議事録が書面で作成されている場合は、出席した取締役及び監査役が署名又は記名捺印
- ※電磁的記録で作成されている場合は、署名又は記名捺印に代わる措置

### ○議事録の備え置き（会社法第371条第1項）

取締役会設置会社は、取締役会の日から10年間本店で備え置かなければならない。

### ○株主の閲覧請求

- ・ 株主は、権利行使のために必要があるときは、株式会社の営業時間内はいつでも閲覧請求等が可能
- ・ 監査役設置会社又は委員会設置会社の場合は、裁判所の許可を得て、閲覧請求等が可能
- ※取締役会設置会社等に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、不許可

### ○債権者等の閲覧請求

- ・ 取締役会設置会社の債権者、親会社社員は、役員又は執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧請求等が可能
- ※取締役会設置会社等に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、不許可

# 取締役会の議事録の記載事項について

## 記載事項のポイント(会社法施行規則第101条)

- ① 取締役会が開催された日時及び場所  
※当該場所に存しない取締役等が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。
- ② 取締役会が特別取締役による取締役会であるときは、その旨
- ③ 取締役会が特別の招集に該当するときは、その旨
- ④ 取締役会の議事の経過の要領及びその結果
- ⑤ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、当該取締役の氏名
- ⑥ 取締役以外が発言できる場合等により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- ⑦ 取締役会に出席した執行役、会計参与、会計監査人又は株主の氏名又は名称
- ⑧ 取締役会の議長が存するときは、議長の氏名